

第4 水噴霧消火設備

1 加圧送水装置

加圧送水装置は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
令第14条		第5号
規則第16条	第3項	第3号（ホ及びヘを除く。）
規則第17条	第2項	
その他	「加圧送水装置の基準」（平成9年消防庁告示第8号）	

(1) 設置場所

加圧送水装置の設置場所は、第2「屋内消火栓設備」1.(1)を準用すること。

(2) ポンプを用いる加圧送水装置

ポンプを用いる加圧送水装置の機器及び設置方法は、第2「屋内消火栓設備」1.(2)（イ.(ア). bを除く。）を準用すること。

(3) 高架水槽を用いる加圧送水装置

高架水槽を用いる加圧送水装置の機器及び設置方法は、第2「屋内消火栓設備」1.(3)を準用すること。

(4) 圧力水槽を用いる加圧送水装置

圧力水槽を用いる加圧送水装置の機器及び設置方法は、第2「屋内消火栓設備」1.(4)を準用すること。

2 水源等

水源等は、関連規定によるほか、第2「屋内消火栓設備」2（(1). アを除く。）を準用すること。

関 連 規 定		
令第14条		第4号
規則第16条	第2項	
規則第17条	第3項	

3 配管等

配管、管継手及びバルブ類（以下この第4において「配管等」という。）は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
規則第16条	第3項	第2号の2
規則第17条	第6項	
その他	「合成樹脂製の管及び管継手の基準」（平成13年消防庁告示第19号） 「金属製管継手及びバルブ類の基準」（平成20年消防庁告示第31号）	

(1) 機器

配管等の機器は、第2「屋内消火栓設備」3.(1)を準用すること。

(2) 設置方法

ア 配管内の充水

配管内は、速やかな放水及び配管の腐食防止のため、一斉開放弁から噴霧ヘッドまでの部分を除き、補助用高架水槽又は補助ポンプにより常時充水しておくこと。◇

なお、配管内の充水については、第2「屋内消火栓設備」3.(2).アを準用すること。◇

イ 配管等の耐震措置、埋設する場合の措置及び凍結防止措置は、第2「屋内消火栓設備」3.(2).ウからオまでを準用すること。◇

ウ 合成樹脂製の管及び管継手については、第2「屋内消火栓設備」3.(2).キを準用すること。

4 起動装置

起動装置は、規則第16条第3項第3号ホの規定によるほか、次によること。

(1) 規則第16条第3項第3号ホ(イ)ただし書に規定する「火災時に直ちに手動式の起動装置により加圧送水装置及び一斉開放弁を起動させることができる場合」とは、第3「スプリンクラー設備」Ⅲ.2.(6).アを準用すること。

(2) 自動式の起動装置

ア 閉鎖型スプリンクラーヘッド又は火災感知用ヘッド（以下この第4において「起動用ヘッド」という。）を用いる場合

起動用ヘッドは、放水区域ごとに次により設けること。◇

(ア) 起動用ヘッドは、標示温度が79℃未満のものを使用すること。

(イ) 起動用ヘッド1個当たりの警戒面積は20㎡以下とし、取付け面の高さに応じて第4-1表に示す数値とすること。

<第4-1表>

感度種別	警戒面積	取付高さ	感度種別	警戒面積	取付高さ
1 種	20 ㎡以下	7m以下	2 種	20 ㎡以下	5m以下
	13 ㎡以下	10m以下		11 ㎡以下	10m以下

(ウ) 放水区域内に起動用ヘッドの取付け面から0.4m以上突出したはり等によって区画された部分がある場合は、当該区画された部分ごとに設けること。

イ 感知器を用いる場合

感知器は、放水区域ごとに規則第23条第4項の規定の例により設けること。◇

(3) 手動式の起動装置

手動式の起動装置は、第3「スプリンクラー設備」Ⅰ.8.(2)を準用すること。

5 制御弁

制御弁は、規則第16条第3項第4号及び第17条第6項の規定によるほか、第3「スプリンクラー設備」Ⅰ.6を準用すること。

6 試験装置

一斉開放弁に設ける試験装置は、第3「スプリンクラー設備」Ⅲ.2.(5)を準用すること。

7 送水口

水噴霧消火設備には、送水口を設けること。◇

なお、送水口は、第3「スプリンクラー設備」Ⅰ.9を準用すること。◇

8 非常電源及び配線等

非常電源及び配線等は、関連規定によるほか、第2「屋内消火栓設備」5及び第24「非常電源」によること。

関 連 規 定		
令第14条		第6号
規則第16条	第3項	第2号
規則第17条	第6項	
その他		「耐火電線の基準」(平成9年消防庁告示第10号)

9 貯水槽等の耐震措置

貯水槽等の耐震措置は、規則第16条第3項第7号及び第17条第6項の規定によるほか、第2「屋内消火栓設備」6を準用すること。

10 表示及び警報

表示及び警報は、第3「スプリンクラー設備」Ⅰ.12.(1)及び(3)を準用すること。◇

11 総合操作盤

総合操作盤は、関連規定によるほか、第25「総合操作盤」によること。

関 連 規 定		
規則第16条	第3項	第6号
規則第17条	第6項	
その他		「総合操作盤の基準を定める件」(平成16年消防庁告示第7号) 「総合操作盤の設置方法を定める件」(平成16年消防庁告示第8号)